

乗員裁判

日本航空整理解雇事件の公正な判決を求める要請書



平成 23 年（ワ）第 1428 号、14700 号地位確認等請求事件
東京地方裁判所民事第 36 部 御中

2012 年 月 日

日本航空は 2010 年 12 月 31 日、運航乗務員 81 名、客室乗務員 84 名、合計 165 名の大量解雇を強行しました。この無謀な解雇に対して 148 名の原告が 1 月 19 日（内 2 名は 5 月 6 日）に提訴、国内外から多くの支援者に支えられながら不当な解雇の撤回を求めて闘っています。

この無謀な解雇は安全運航とサービス向上の為に職場の先頭に立って頑張ってきたベテランの排除であり、同時に会社への積極的提言や職場の問題解決に取り組んできた労働組合の弱体化を狙ったものです。

さらに以下の理由から日本航空の解雇の不当性が明らかとなっています。

- 1 「整理解雇の 4 要件」の法理を無視し、労働者の権利を踏みにじるものです。
- 2 破綻原因である放漫経営、空港乱造など航空行政の責任を労働者に転嫁している。
- 3 再建計画が「利益優先」であり、「安全と公共性」を軽視している。

日本航空が、安全運航を最優先して真に国民に求められる航空会社に生まれ変わる事は、利用者・国民誰もが願っています。

貴裁判所におかれましては、本件について航空会社の社会的使命を鑑み、公正な判決を下されますよう要請致します。

氏 名	住 所

日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議

〒144-0043 東京都大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル 航空連気付 TEL 03-3742-3251

日本航空整理解雇事件の公正な判決を求める要請書



平成 23 年（ワ）第 1429 号地位確認等請求事件
東京地方裁判所民事第 11 部 御中

2012 年 月 日

日本航空は 2010 年 12 月 31 日、客室乗務員 84 名、運航乗務員 81 名、合計 165 名の大量解雇を強行しました。この無謀な解雇に対して 148 名の原告が 1 月 19 日（内 2 名は 5 月 6 日）に提訴、国内外から多くの支援者に支えられながら不当な解雇の撤回を求めて闘っています。

この無謀な解雇は安全運航とサービス向上の為に職場の先頭に立って頑張ってきたベテランの排除であり、同時に会社への積極的提言や職場の問題解決に取り組んできた労働組合の弱体化を狙ったものです。

さらに以下の理由から日本航空の解雇の不当性が明らかとなっています。

- 1 「整理解雇の 4 要件」の法理を無視し、労働者の権利を踏みにじるものです。
- 2 破綻原因である放漫経営、空港乱造など航空行政の責任を労働者に転嫁している。
- 3 再建計画が「利益優先」であり、「安全と公共性」を軽視している。

日本航空が、安全運航を最優先して真に国民に求められる航空会社に生まれ変わる事は、利用者・国民誰もが願っています。

貴裁判所におかれましては、本件について航空会社の社会的使命を鑑み、公正な判決を下されますよう要請致します。

氏 名	住 所

日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議

〒144-0043 東京都大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル 航空連気付 TEL 03-3742-3251